

ゆたかりハビリステーション運営規程

地域密着型通所介護・第一号通所事業（日光市通所介護相当サービス）

1 条、事業の目的

ゆたかりハビリステーション（以下「ゆたか」とします。）が開設する地域密着型通所介護施設ゆたかりハビリステーション（以下「当事業所」とします。）における、地域密着型通所介護、第一号通所事業、（日光市通所介護相当サービス事業）の実施にあたり介護保険法等の関係法令に従い、当事業所において、生活相談員・機能訓練指導員・介護職員・看護職員が要支援、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営む事ができるよう、ご契約者（以下「利用者」とします。）の心身の状態や置かれている環境を踏まえた適切な居宅サービスを提供する事により、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する方の負担の軽減を図ります。

2 条 運営の方針

ゆたかは、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

- 2、事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- 3、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、日光市に連絡を行うと共に必要な対策を講じます。
- 4、ゆたかは、利用者の要支援、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを提供します。

3 条 （事業所の名称等）事業を行なう事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1、名称 ゆたかりハビリステーション
- 2、所在地 日光市瀬尾 2 5 0 - 1

4 条 従業員の職種、員数及び職務の内容

管理者 1 名（生活相談員兼務） 管理者は、当事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申し込みに関する調整、地域密着型通所介護計画書の作成、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとします。また法令等に規定されている指定通所介護事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行うものとします。

- 1 単位目 ※午前の部 生活相談員 1 名（管理者と兼務）

生活相談員は、生活の向上を図るため適切な相談、援助を行うものとし、介護その他必要なサービスの提供にあたるものとします。

(看護職員) 1名以上

看護職員は、サービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認等を行うものとします。

(介護職員) 2名以上

介護職員は、心身の状況を的確に把握し、必要な事業所内の介護や健康管理、その他の必要なサービスの提供にあたります。

(機能訓練指導員) 2名以上(看護師兼務)

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定、機能訓練の実施、訓練指導、助言を行うものとします。

2 単位目 ※午後の部 生活相談員 1名 (管理者と兼務)

生活相談員は、生活の向上を図るため適切な相談、援助を行なうものとし、介護その他必要なサービスの提供にあたるものとします。

(看護職員) 1名以上

看護職員は、サービス提供日ごとに利用者の健康状態の確認等を行うものとします。

(介護職員) 2名以上

介護職員は、心身の状況を的確に把握し、必要な事業所内の介護や健康管理、その他の必要なサービスの提供にあたります。

(機能訓練指導員) 2名以上(看護師兼務)

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定、機能訓練の実施、訓練指導、助言を行うものとします。

5 条 営業日及び営業時間

① 営業日 日月火水木金土(祝日を含む)

② 定休日 年始1月1日から3日をお休みさせて頂いております。

③ 営業時間

午前8時30分から午後5時30分まで

④ サービス提供時間

午前9時00分から午後16時01分まで

1、午前の部 9:00~12:01

2、午後の部 13:00~16:01 ※2単位の営業時間となります。

6 条 地域密着型通所介護（第一号通所事業）の利用定員

① 利用定員 18名

午前の部 18名

午後の部 18名

- 7条 地域密着型通所介護（第一号通所事業）の内容及び利用料その他の費用の額
- サービスは、当事業所において、日常生活の世話及び機能訓練を行なうものです。
- 身体介護
- 利用者の日常生活動作能力の程度に応じて、必要な支援サービスを提供します（排泄の介助、移動、移乗の介助、養護、その他必要な介護）
- ① 機能訓練
- 体力や機能の低下を防ぐ為に必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得する為の訓練を行います。
- ② 口腔機能向上訓練
- 嚥下機能訓練、咀嚼訓練、呼吸訓練等、安全に食事を摂るための訓練および誤嚥性肺炎防止の訓練を行います。
- ③ 送迎
- 送迎を必要とする利用者に対し、利用者を居宅前路上から当事業所間の送迎サービスを提供します。送迎車両には運転手又は従業者が添乗し、必要な介助を行います。（送迎、移動、移乗動作の介助）なお、天候や交通事情により、所定の送迎時間と誤差が生じる場合があります。
- ④ 相談・助言
- 利用者及び家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。
- ⑤ 利用料その他の費用の額
- 通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は日光市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表とする。
- 利用者の希望による費用 おやつ代 150円
- キャンセル料
- 利用者がサービスの利用の中止（以下、「キャンセル」という。）をする際には速やかにゆたかまで連絡しなければならないものとします。
- 1、利用者のご都合によりサービスをキャンセルする場合には、本サービスのご利用予定の前営業日の午後5時までに連絡をいただけなかった場合には、下記のキャンセル料金を頂きます。但し、利用者の急変など、緊急かつやむを得ない事情がある場合にはキャンセル料は頂きません。
- | | |
|----------------------|--------------|
| 1、ご利用予定日の前営業日の午後5時まで | 無料 |
| 2、ご利用予定日の当日午前8時30分まで | サービス利用料金の25% |
| 3、ご利用予定日の午前8時30分以降 | サービス利用料金の35% |
- ※キャンセル料金は、当月分のサービス利用料金の支払いに合わせて頂きます。

⑤（交通費）その他の費用

従業者が利用者を送迎するため、利用者宅に訪問する際にかかる交通費はサービス実施地域内にお住まいの利用者につきましては、無料となります。

また、通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり10円徴収します。

8条 通常の事業の実施地域

日光市 今市地域：今市地区、落合地区、豊岡地区、大沢地区を実施地域とします。

日光地域：湯元、中宮祠を除く地域を実施地域とします。

藤原地域：鬼怒川温泉、小佐越、高德を実施地域とします。

9条 サービス利用に当たっての留意事項

- 1、利用者及びそのご家族は、契約で定められた業務以外の事項に従業者へ依頼することはできません。
- 2、従業者はサービスに伴い、医療行為を行うことはできません。
- 3、利用者の担当となる従業者の選任及び変更は、利用者に適正かつ円滑にサービスを提供するため、ゆたかが行うものとし、利用者が従業者を指名することはできません。
- 4、利用者が、担当の従業者の変更を希望する際には、業務上不適当と判断される事由をあきらかにして、事業所に申し出ます。但し、業務上不適当とされる事由がないと判断される場合には、従業者の変更はできません。
- 5、訪問予定時刻は、交通事情により前後することがあります。
- 6、サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため、次の事項に留意することとします。
 - ① 従業者は、現金、預金通帳、キャッシュカード、印鑑、年金証書
その他有価証券等は、一切お預かりできないものとします。
 - ② 現金や貴重品は利用者の責任で管理して頂きます。
 - ③ 従業者に対する贈り物や飲食等のご配慮は受け取らないこととします。

10条 緊急時における対応

- ① 従業者は通所介護を提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに救急隊、主治医、に連絡する等の必要な処置を講じるとともに、家族・関係機関に報告するものとします。

11条 非常災害対策

- ① ゆたかは、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に当事業所の従業者に周知するとともに、

定期的に避難、救助その他必要な訓練を行うものとします。

12条 衛生管理等

利用者の使用する施設・設備、その他飲用する水・お茶・おやつについて衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずることとします。事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずることとします。

13条 苦情に対する対応方針

- ① 当事業所は自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。
- ② 当事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員のからの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導・助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行います。

14条 個人情報の保護

- ① 利用者は又はその個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとします。

15条 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- ③ 従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。

16条 その他の運営についての留意事項

- ① 当事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備するものとします。
継続研修 年2回実施
- ② 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持することとします。

- ③ 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ④ 事業所は、地域密着型通所介護(第一号通所事業)の提供に関する記録を整備し、保管することとします。

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。